

学校いじめ防止基本方針（新改訂）

徳島県立鳴門高等学校全日制

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒のお互いの人格を尊重し合える態度や、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- (3) 教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員での確に関わり、関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。この際、いじめられた生徒の立場に立ち、表面的な判断に終わらず、生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、心身の苦痛の有無を確認する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。いじめを行った生徒が抱える問題にも着目し、健全な人格の発達を促す教育的指導を行う。
- (5) より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、青少年育成センター、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

（1）組織の構成

「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの防止や対処等にあたる。この組織は、校長、教頭、指導教諭、生徒指導担当教員、年次主任、教育相談課長、人権教育主事、養護教諭、スクールカウンセラーにより構成する。また個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、ホームルーム担任、副担任、教科担任、教育相談コーディネーター等、生徒が相談しやすい教職員を組織員に追加する。また、学校長が必要であると認めた場合には、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。さらに、実効性のある人選とするため、可能な限りスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を加えることも検討する。

（2）組織の役割

- ① 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。特に、いじめの実態把握・分析、年間計画の評価・改善を中心的に行う。
- ② 生徒・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ③ いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取・指導や今後の対応方針の決定と保護者の連携を行う。この際、いじめを受けた生徒の安全確保を最優先に、県教育委員会への報告と保護者への連絡を速やかに行う。

3 教育相談体制

- (1) 教員と生徒及び保護者、さらには生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 生徒の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。教員は、生徒からの相談内容を一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織と速やかに情報を共有し、組織として対応する。
- (3) 相談の内容によっては指導は継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。また、法務局など学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知する。

4 いじめの未然防止のための取り組み

(1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。いじめの多様な態様（冷やかし、仲間外れ、金品要求、ネット上の誹謗中傷など）を具体的に示し、生徒の共通理解を深める。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、社会生活に必要な知識・意欲・態度を育成し、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、生徒が円滑に他の生徒と心の通じ合うコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ③ 全ての生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。全ての生徒が自己有用感や充実感を感じられる機会を提供し、自己肯定感が高められるよう努める。
- ④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑤ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥ 集会やホームルーム活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。生徒自らがいじめ問題について主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ⑦ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではなく、人権侵害や重大な事件につながるおそれがあることを生徒に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。また、県がネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。特に、SNSやオンラインゲーム等を通じた間接的ないじめについても注意を喚起し、情報モラルの向上に関する指導の充実を図る。
- ⑧ 校内外を問わず、生徒の言葉や態度等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑨ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、細心の注意を払う。子供たち一人一人に寄り添い、問題行動の未然防止に向けて、よりきめ細かな指導・支援に努める。
- ⑩ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ⑪ 生徒が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。

⑫ 「おごり」という名目でゆすり・たかりが行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、生徒の行動や交友関係を把握し適切に対応する。ゆすりやたかりは、警察との連携を緊密にして対応する。

⑬ 中学校から高等学校への円滑な接続のため、入学する生徒に関する丁寧な引き継ぎや、不安感を取り除く取組を行う。

(2) 家庭・地域社会との連携

① 学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、学期の始期、入学式等で生徒、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。

② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・青少年育成センター・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。地域住民や関係団体（PTA、地域の子供の健全育成に関わる諸団体や機関等）がいじめの問題について協議する機会を設けたり、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用したりするなど、地域全体でいじめをなくすための具体的な協力体制を構築する。

(3) 生徒の自主的な活動

本校の生徒会組織として「いじめやめん会」を設置し、生徒が主体となって、いじめ問題に取り組む活動の推進を図る。

5 早期発見・早期対応の在り方

(1) 各学期の始業式及び入学式等において、すべての生徒や保護者に対して、いじめを許さない学校の取り組みや、学校いじめ防止基本方針を明示する。

(2) 「いじめの発見のための観察ポイント（教員用）」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(3) 全生徒を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査を」定期的に（12月）に実施することに加え、各ホームルーム担任との個別面談（4月、9月、不定期）等から、生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、「いじめ防止対策委員会」において組織的に判断する。また、1人1台端末等を活用したアンケート調査も取り入れ、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気作りと、相談に対して迅速に対応する体制を整える。

(4) いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等、学校内の専門家との連携に努める。特にけんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。

(5) 生徒が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。

(6) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は速やかに適切な対処を行う。この際、情報収集は「いじめ防止対策委員会」が中心となり、関係生徒等から事情を聴取するなど、迅速かつ正確に実施する。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。教職員は一人で抱え込みず、直ちにいじめ防止対策委員会に情報を共有する。

② 「いじめ防止対策委員会」において、速やかに関係生徒等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。事実確認の結果は、校長が責任を持って県教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。

④ いじめられた生徒、いじめた生徒への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して情報提供を行い、連携・協力を図る。

(2) いじめられた生徒、保護者への支援

① いじめられた生徒が安心して登校、教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。複数の教職員で個別支援計画を策定し、安全確保、学習支援、心のケア（専門機関との連携を含む）など、継続的な見守りを行う。いじめを受けた生徒本人や保護者の意向を尊重し、不安を除去する。

② 複数教員による家庭訪問を行い、本人や保護者に直接会って必要な情報を丁寧に提供する。

③ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、適切に対応する。

④ 教育相談課とも連携をはかり、必要な場合にはスクールカウンセラーの活用等心のケアに取り組む。

⑤ 特に配慮が必要な生徒の指導については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめた生徒への指導と保護者への助言

① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

② いじめられた生徒を守る観点から、必要に応じて別室教室等での学習を行わせる。いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導、更に出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。いじめを行った生徒が抱える問題にも着目し、必要に応じて専門的見地からの分析・助言等を踏まえ指導を行う。

④ 複数教員で家庭訪問を行い、（もしくは来校をしていただき）保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。保護者に対しては正確な情報を伝え、指導内容への理解と協力を求める。

(4) 他の生徒への指導

① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。

② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは絶対に許されない」との意識を徹底させる。いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

(5) 教育委員会等への報告と連携

いじめを認知した場合は、学校長が速やかに県教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。また、県教育委員会が設置する「阿波っ子スクールサポートチーム」や「スクールプロフェッサー」、「スクールロイヤー」、「専門家チーム」等の活用を積極的に検討し、問題解決に取り組む。

(6) 関係機関への相談・通報

① 「いじめ防止対策委員会」において、恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。被害の拡大を避けるため、直ちに削除を求める措置とする。
- ④ その他のいじめ事案については、教育的配慮やいじめを受けた生徒の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

(7) いじめの解消状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされ、「解消している」状態であっても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く見守る。

- ① いじめに係る行為が止んでいること。

その期間は、少なくとも3か月間を目安とする。「いじめ防止対策委員会」において、いじめの被害の重大性等から、更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定することができる。

- ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

「いじめ防止対策委員会」は、いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対して面談等を実施し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。

7 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため、年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修（事例研究やロールプレイ等）を充実させ、組織的かつ迅速な対応の方策を確認し、全ての教職員の共通理解を図る。

8 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるときは、重大事態として県教育委員会に報告する。

本校は、県教育委員会の指導・助言のもと、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する（文部科学省『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 令和6年8月改訂版』21ページを参照）。調査組織については、「いじめ防止対策委員会」を中心とした学校いじめ対策組織方式、または第三者委員会方式を検討し、公平性・中立性を確保する。

9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取り組み等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) PDCA サイクルの考え方従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取り組みが適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかつたような場合には、その原因を分析し、次の期間の取り組み内容や取り組み方法の見直しを行う。

10 年間計画（いじめ防止プログラム）

年間目標

・いじめは、どの生徒にもどこの学校にも起こり得ることを踏まえて、いじめ問題に対して積極的に認知し組織的に取り組む。

・生徒の基本的生活習慣や態度・意識を向上させるとともに、学習指導や進路指導を充実させ、お互いを認め合える人間関係や集団づくりを構築し、いじめの未然防止を図る。

4月	学校基本方針の説明（文書配布） 指導体制・計画の公表・周知 始業式・年次集会 入学式・オリエンテーション 面接週間 マナーズウィーク 人権意識調査	教職員 教職員・生徒・保護者 生徒（2・3年次） 生徒（1年次） 生徒（全年次） 生徒（全年次） 生徒（全年次）	生徒指導課長 生徒指導課長 教頭・教務課長・生徒指導課長 教頭・教務課長・生徒指導課長 担任・副担任 生徒指導課長 人権教育主事
5月	スマホ（SNS）安全講習 交通安全講話 遠足 マナーズウィーク PTA 総会 情報講習会	教職員・生徒（1年次） 教職員・生徒（1年次） 生徒（全年次） 生徒（全年次） 教職員・保護者 教職員	生徒指導課長 生徒指導課長 年次主任・担任・副担任 生徒指導課長・担任・副担任 教頭・教務課長 情報教育課長
6月	人権講演会 人権学習 HR 活動 板野支援交流会 マナーズウィーク	教職員・生徒・保護者 生徒（全年次） 生徒（全年次） 生徒（全年次）	人権教育主事 人権教育主事・担任・副担任 教頭・人権教育主事 生徒指導課長・担任・副担任
7月	マナーズウィーク 年次集会・終業式	生徒（全年次） 生徒（全年次）	生徒指導課長・担任・副担任 教頭・教務課長・生徒指導課長
8月	人権・非行防止標語作成 一学期取組点検・評価・改善 始業式	生徒（全年次） 教職員 生徒（全年次）	生徒指導課長 生徒指導課長 教頭・教務課長・生徒指導課長
9月	体育祭・文化祭 面接週間 マナーズウィーク	生徒（全年次） 生徒（全年次） 生徒（全年次）	特別活動課長 担任・副担任 生徒指導課長・担任・副担任
10月	マナーズウィーク 人権意見発表会 人権講演会	生徒（全年次） 生徒（全年次） 教職員・生徒・保護者	生徒指導課長・担任・副担任 人権教育主事 人権教育主事
11月	人権学習 HR 活動 マナーズウィーク	生徒（全年次） 生徒（全年次）	人権教育主事・担任・副担任 生徒指導課長・担任・副担任
12月	マナーズウィーク 板野支援交流会 生徒生活意識調査 年次集会・終業式	生徒（全年次） 教職員・生徒（全年次） 生徒（全年次） 生徒（全年次）	生徒指導課長・担任・副担任 教頭・人権教育主事 生徒指導課長 教頭・教務課長・生徒指導課長
1月	始業式 生徒生活意識調査分析 二学期取組点検・評価・改善 マナーズウィーク 予選会	生徒（全年次） 教職員 教職員 生徒（全年次） 生徒（全年次）	教頭・教務課長・生徒指導課長 生徒指導課長 生徒指導課長 生徒指導課長・担任・副担任 特別活動課長
2月	マナーズウィーク 年次集会 人権意識調査	生徒（全年次） 生徒（3年次） 生徒（3年次）	生徒指導課長・担任・副担任 年次主任・担任・副担任 人権教育主事
3月	一年間の取組点検・評価・改善 年次集会・終業式 次年度の年間計画作成	教職員 生徒（1・2年次） 教職員	生徒指導課長 教頭・教務課長・生徒指導課長 生徒指導課長

重大事態への対応マニュアル（鳴門高等学校・全日制）

★いじめ事案発生

（1）調査組織の構成

① 既存の学校いじめ対策組織

調査組織の構成：（校長、教頭、指導教諭、生徒指導担当教員、年次主任、教育相談課長、人権教育主事、養護教諭）

② 外部専門家を加えた組織

調査組織の構成：（上記既存の学校いじめ対策組織に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等（可能な限り実効性を考慮し人選する。）

（2）マスコミへの対応

窓口の一元化と正確な情報提供、丁寧な対応（対応者：教頭）

I 重大事態の発生（疑いを含む）

重大事態が発生したと認められる場合、またはその疑いがある場合は、速やかに情報を集約し、対応を開始する。

II 所轄教育委員会への報告

重大事態の発生を認知した場合は、校長が速やかに県教育委員会に報告する。この際、学校または学校設置者（徳島県教育委員会）のどちらが主体となり調査を進めるかを判断する。

III 重大事態の調査組織の設置（学校が調査の主体になった場合）

- 既存の学校いじめ対策組織に外部専門家（スクールカウンセラー、必要に応じてスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等）を加えた調査組織を設置する。
- 調査組織は、公平性、中立性が確保された組織として、客観的な事実確認を行う。
- 調査開始前に、被害生徒・保護者に対し、調査の目的、方法、今後の進め方等について十分に説明を行う。

IV 被害生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供

- 調査開始前に被害生徒・保護者に対し、以下の①から⑥の項目について詳細に説明を行う。
- 被害生徒・保護者的心情に寄り添い、丁寧な対応を第一とする。
- 調査結果については、被害生徒・保護者に速やかに説明するとともに、いじめの事実関係や指導内容について加害生徒・保護者にも説明を行う。

- 調査の目的・目標
- 調査主体
- 調査時期・期間
- 調査項目
- 調査方法
- 調査結果の提供方法と時期

V 調査組織による事実関係の明確化に向けた調査の実施

・いじめの事実関係を明確にする。(因果関係の特定に固執せず、客観的な事実関係を多角的に調査する)

・学校で実施済みの調査の再分析や、新たな調査を必要に応じて実施する。(文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参考に実施する)

① 文書情報の整理

既存の記録、日誌、連絡帳、生徒指導記録などの文書情報を網羅的に収集し、整理する。

② 外部専門家を加えた組織

調査組織の構成：(上記既存の学校いじめ対策組織に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等(可能な限り実効性を考慮し人選する。)

(2) マスコミへの対応

窓口の一元化と正確な情報提供、丁寧な対応(対応者：教頭)

I 重大事態の発生(疑いを含む)

重大事態が発生したと認められる場合、またはその疑いがある場合は、速やかに情報を集約し、対応を開始する。

II 所轄教育委員会への報告

重大事態の発生を認知した場合は、校長が速やかに県教育委員会に報告する。この際、学校または学校設置者(徳島県教育委員会)のどちらが主体となり調査を進めるかを判断する。

III 重大事態の調査組織の設置(学校が調査の主体になった場合)

・既存の学校いじめ対策組織に外部専門家(スクールカウンセラー、必要に応じてスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等)を加えた調査組織を設置する。

・調査組織は、公平性、中立性が確保された組織として、客観的な事実確認を行う。

・調査開始前に、被害生徒・保護者に対し、調査の目的、方法、今後の進め方等について十分に説明を行う。

IV 被害生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供

・調査開始前に被害生徒・保護者に対し、以下の①から⑥の項目について詳細に説明を行う。

・被害生徒・保護者的心情に寄り添い、丁寧な対応を第一とする。

・調査結果については、被害生徒・保護者に速やかに説明するとともに、いじめの事実関係や指導内容について加害生徒・保護者にも説明を行う。

- ① 調査の目的・目標
- ② 調査主体
- ③ 調査時期・期間
- ④ 調査項目
- ⑤ 調査方法
- ⑥ 調査結果の提供方法と時期

V 調査組織による事実関係の明確化に向けた調査の実施

- ・いじめの事実関係を明確にする。（因果関係の特定に固執せず、客観的な事実関係を多角的に調査する）
- ・学校で実施済みの調査の再分析や、新たな調査を必要に応じて実施する。（文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参考に実施する）

① 文書情報の整理

既存の記録、日誌、連絡帳、生徒指導記録などの文書情報を網羅的に収集し、整理する。

② アンケート調査の実施

- アンケート調査結果の取り扱い方針（どのような情報をいつ頃提供できるか）について、調査組織において必ず、調査実施より前に具体的な方針を立て、保護者に説明し、理解を求める。
- アンケート調査や聞き取り調査などにより集められる情報には、時として、うわさや臆測、悪意のある記述等が含まれる危険性もあり、重要な情報が欠けた断片的な情報の集合体である可能性も踏まえ、アンケートで得られた情報の保護者への提供は、個人名や筆跡などの個人が識別できる情報を保護する（例えば個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上に行う。
- アンケート調査実施前に調査対象者へ、調査への協力依頼をするに当たり、得られた情報を提供する可能性があることについて説明する。

③ 聞き取り調査の実施 → 時系列にまとめて分析する。

- 聞き取り調査は、聴取、記録、心のケアへの配慮という各観点が必要であり、できるだけ複数の対応者で臨むことが望ましい。
- アンケートで記載のあった情報をもとに、事実関係を確認する場合、あくまでも学校教育の中で行われる聞き取り調査であることに十分配慮する。生徒が自らを責めたり他人を責めたりすることもありえるので、心理的影響に十分注意する。聞き取り調査で得られた情報は、時系列にまとめて詳細に分析する。

④ 情報の整理

- 様々な情報を「学校生活に関すること」「個人に関すること」「家庭に関すること」などに区分し、それぞれについて、「直接見聞きした情報」「伝聞情報」に区分するなどして整理する。
整理した情報から、事実関係が確認できたこと、確認できなかったことを区別して、時系列でまとめていく。

VI 調査結果の所轄教育委員会への報告

調査が完了次第、調査結果を速やかに県教育委員会に報告する。

VII 調査結果を基に必要な措置の講じ方

- ・被害生徒に対して、事情や心情を丁寧に聴取し、状況に応じて継続的に心のケア、学習支援、安全確保などの必要な支援を行う。
- ・被害生徒が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた具体的な支援計画を策定し、継続的なサポートを行う。

- ・いじめの再発防止策を具体的に検討し、実行する。
- ・調査結果に基づき、以下の内容を盛り込んだ報告書を取りまとめる。
 - ① 報告書の内容（個々の事案の特性に合わせて組み立てる）
 - ・はじめに
 - ・要約
 - ・調査組織と調査の経過
 - ・分析評価～調査により明らかになった事実、重大事態に至る過程、再発防止・予防の課題
 - ・おわりに
 - ② 適切な情報提供
 - 調査結果の説明の際、アンケート調査結果等、得られた資料については、事前に決めていた方針に基づき適切に取り扱う。個人情報保護に最大限配慮し、生徒のプライバシーが守られるよう努める。